

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和4年6月26日 14時00分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港南方沖 高知灯台から真方位199° 5.4海里付近 （概位 北緯33° 24.6′ 東経133° 32.3′）
インシデントの概要	遊漁船海治丸は、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 海治丸、6.6トン K02-7223（漁船登録番号）、個人所有 第290-49672号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、遊漁を終えて帰航中、主機が停止した。 船長は、燃料タンク内の燃料がほぼ空の状態になっていることを認め、知人に携帯電話で救援を依頼した。 本船は、来援した僚船により出航地にえい航された。 船長は、本インシデント発生の11日前に燃料タンクをほぼ満タンにしており、それ以降の出航回数や航行距離から、当日予定していた釣り場との往復であれば航行可能であると思ひ、残油量を確認しないまま出航していた。 船長は、本インシデント当日、釣り客の要望に応じて、予定していた釣り場よりも遠くの釣り場に変更した。 船長は、予備燃料を携行していなかった。
分析	本船は、船長が燃料を満タンにしてからの出航回数や航行距離から、当日予定していた釣り場との往復であれば航行可能であると思っていたが、予定していた釣り場よりも遠くの釣り場へ航行し、予想以上に燃料を消費したことから、燃料が欠乏して主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が燃料を満タンにしてからの出航回数や航行距離から、当日予定していた釣り場との往復であれば航行可能であると思っていたが、予定していた釣り場よりも遠くの釣り場

	<p>へ航行し、予想以上に燃料を消費したため、燃料が欠乏して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、本インシデント後、次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前日に残油量を燃料計により確認し、出航当日に再確認する手順書を作成して操舵室に貼り付け、出航前に必ず手順書を確認してから出航することとした。 ・ 出航の際は常に予備の燃料を携行することとした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前に燃料の残量を確認し、行程を変更する場合には、航行予定に応じた燃料が残っていることを確認すること。